

東京都生産情報提供食品事業者登録制度実施要領

	15 産労農振第 2392 号
	平成 16 年 4 月 1 日
一部改正	16 産労農食第 543 号
	平成 16 年 9 月 28 日
一部改正	16 産労農食第 829 号
	平成 17 年 1 月 17 日
一部改正	17 産労農食第 172 号
	平成 17 年 5 月 26 日
一部改正	17 産労農食第 751 号
	平成 17 年 12 月 9 日
一部改正	18 産労農食第 1228 号
	平成 19 年 4 月 1 日
一部改正	22 産労農食第 346 号
	平成 22 年 7 月 15 日

第一章 総 則

第1 趣 旨

この要領は、東京都生産情報提供食品事業者登録制度（以下、「登録制度」という。）を実施する上で、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品は含まない。
- (2) 食品生産（者）とは、農林水産物の生産（者又は団体）をいう。
- (3) 食品製造（業者）とは、食品の製造又は製造過程の処理もしくは加工（を行う者）をいう。
- (4) 食品流通販売（業者）とは、食品の中間流通又は販売（を行う者）をいう。
- (5) 食品事業者とは、食品の生産者、製造業者及び流通販売業者等をいう。
- (6) 生産情報とは、食品の生産・製造について記録した情報をいう。
- (7) 登録食品とは、この要領に基づき東京都知事（以下、「知事」という。）が登録した生産情報提供食品をいう。

- (8) 登録事業者とは、この要領に基づき知事が登録した生産情報提供食品事業者をいう。

第3 登録制度の対象

- 1 本登録制度は、都内で販売される食品並びにその食品の生産者、製造業者及び流通販売業者等（都以外の道府県に置かれた事業所から都内へ出荷する食品事業者を含む。）を対象とする。
- 2 国外で生産又は製造された食品は、直接輸入する国内の製造業者及び流通販売業者（以下、「輸入食品事業者」という。）が輸出元の生産者又は製造業者の生産情報を把握し、日本語による生産情報の提供を行う場合に限り、当該食品と輸入食品事業者を登録の対象とする。

第二章 登 録

第4 登録の区分

本登録制度には、以下の登録の区分を設ける。

(1) 食品登録

生産情報を記録している食品で、消費者が購入時に生産情報を知るための方法を表示している食品の登録。

(2) 事業者登録

食品の生産情報を記録し、提供する事業者及び登録食品等を小分けした場合も生産情報を正確に中継し、消費者への情報提供を行う事業者の登録。

第5 登録の基準

- 1 食品が、以下のすべての項目を満たす場合に登録を申請することができる。
 - (1) 別表1に定める「生産情報提供項目」について記録・保管されており、消費者からの問い合わせに応じ、速やかな情報提供が行なえること。
 - (2) 別表2に定める「生産情報の公表方法の表示項目」又は生産情報が、食品又は容器包装等に表示されていること。
- 2 事業者が、以下のどちらかの項目を満たす場合に登録を申請することができる。
 - (1) 生産・製造した食品の生産情報を記録し、提供できること。
 - (2) 仕入れた食品を小分けして流通販売する場合、生産情報が提供できる食品を他の食品と区別して扱い、生産情報が出荷先の事業者や消費者に正確に伝わるよう表示等をはり付け、又は掲示するなどの措置を講じていること。

第6 登録事業者の責務

登録事業者は、以下に掲げる責務を有する。

- (1) 食品衛生法や農薬取締法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律など関係法令等を遵守し、かつ、東京都の食品安全施策に協力し、食品の安全

な生産・製造・流通販売に積極的に取り組むこと。

- (2) 生産情報の記録内容に責任を持つとともに、東京都による登録事業者等の確認調査及び実地調査（登録申請書に記載された記録、提供及び表示の方法の確認）を受け入れ協力すること。

なお、各調査において都から請求があった場合は、当該生産情報を日本語で記録した帳票類の写し及びその他の必要な書類を提出すること。

- (3) 登録食品を取扱う場合には、「東京都生産情報提供食品」である旨、又は別に定める東京都生産情報提供食品登録マーク（以下「登録マーク」という。）を明示して消費者に登録食品であることを知らせること。
- (4) 違反等により、知事が登録を取り消した場合に、事業者名及びその理由が公表されることについて同意をすること。

第7 登録の申請

- 1 登録の申請をしようとする者は、別記様式第一号の一から五により、知事に対して登録の申請を行う。
- 2 知事は、必要と認める場合は、申請事業者と面談し、登録食品の概要、申請内容等が登録制度の趣旨に反していないことを確認する。
- 3 知事は、必要と認める場合は、申請食品が既に発売済みで概ね三ヶ月以上流通していることを確認し、そうでない場合は、申請を受け付けないことができる。

第8 登録の審査及び決定

- 1 知事は、前項の登録の申請を受けた場合、以下の項目について登録基準に基づき審査する。
 - (1) 申請書の内容
 - (2) 生産情報の記録及び食品や容器包装への表示
 - (3) 生産情報の提供方法及び問い合わせに対する体制
- 2 知事は、1の審査に基づき、別に定める生産情報提供食品事業者登録審査会（以下、「登録審査会」という。）の意見を聞いた上で、登録を決定する。

第9 登録証の交付

- 1 知事は、登録を決定した食品事業者に対し、別記様式第二号の登録証を交付するとともに、登録食品又は流通販売における「登録マーク」の使用を許可する。
- 2 登録食品事業者が、交付された登録証を紛失又はき損したときは、別記様式第三号の再交付申請書により、知事に再交付の申請ができる。

第10 登録の更新、変更及び辞退

- 1 登録事業者が、登録の有効期間満了に際し引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、別記様式第四号により、知

事に対し申請を行わなければならない。

- 2 登録事業者が、登録の内容を変更するときは、別記様式第五号の変更申請書に登録証の写しを添えて、遅滞なく知事に対し申請しなければならない。
- 3 登録事業者が、次の各号に該当する場合は、別記様式第六号に、登録証を添えて速やかに届け出なければならない。
 - (1) 自ら登録を辞退しようとするとき
 - (2) 登録を受けた事業者が廃業又は登録に係る事業を廃止したとき
 - (3) 登録を受けたすべての食品の生産又は製造を中止したとき

第11 登録の有効期間

- 1 第8の2の規定に係る登録の有効期間は、事業者登録の日から3年間とする。
- 2 第9の2の規定に係る登録証の再交付をした場合の登録の有効期間は、再交付前の登録に係る有効期間とする。
- 3 第10の1の規定に係る登録の更新をした場合の登録の有効期間は、以前の登録満了の日の翌日から3年間とする。
- 4 第10の2の規定に係る登録の変更をした場合の登録の有効期間は、変更以前の登録に係る有効期間とする。

第12 登録の取消

- 1 知事は、登録事業者が次の各号に該当した場合は調査及び改善指示などを行い、登録審査会の意見を聞いた上で最終的に取消相当と判断したときは、登録を取り消し、事業者名及びその理由を公表する。
 - (1) 登録基準又は登録事業者の責務に反する行為が判明したとき。
 - (2) 登録申請や生産情報の記録と提供に虚偽の内容が含まれていることが判明したとき。
 - (3) 登録マークを登録食品以外の食品に表示したとき。
- 2 知事は、登録事業者が、食品衛生法及び農薬取締法等の食品関係法令や条例の規定に違反し、それぞれの法令等に基づく処分を受けたときは、当該登録を取り消し、事業者名及びその理由を公表する。
- 3 知事が、登録を取り消した場合は、当該事業者速やかに登録証を返納させるとともに登録マークの使用を中止させ、登録食品に登録マークが付されている場合には登録マークの消去を指示する。

なお、登録マークの消去を指示した後、2ヶ月を経過しても登録マークが付されている場合は、再度事業者名を公表する。
- 4 知事は、食品事業者等が、無登録で登録マークを使用した場合は、調査を行ったうえで登録マークの使用を中止させ、食品に登録マークが付されている場合には登録マークの消去を指示し、不当景品類及び不当表示防止法等の適用を検討する。

また、消費者に対し当該食品事業者が使用している登録マーク又はその類似のマークは東京都の登録制度と関係の無い旨を周知する。

- 5 知事が、1の規定により登録事業者の登録を取り消した場合又は無登録のマーク使用と判断した場合は、当該食品事業者は、第7の登録の申請をすることができない。

第13 登録事業者の公表

- 1 知事は、登録事業者及び登録食品について、名称、所在地等の事業者情報等についての登録内容の一覧を作成し、一般に公表する。
- 2 1及び第12の規定による公表又は周知は、ホームページ・プレス発表・その他の方法等による。

第14 生産情報提供の履行状況の調査

- 1 知事は、登録事業者について、生産情報の提供が履行されているかどうかの確認に努める。
- 2 知事は、1の調査において、登録事業者の生産情報提供の履行状況が適正でないと判断された場合は、改善指導をする。
- 3 知事は生産情報提供の履行状況の確認のための業務を、他の機関に委託することができる。

第15 機密保持

第8の審査、第14の調査を行う者は、登録及び調査の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第16 帳簿の備え付け

知事は、登録の業務に関する事項で、以下に掲げる事項を記載した帳簿類を備え、登録の有効期間が満了した日から3年間保存する。

- (1) 登録を申請した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 登録に係る施設の名称及び所在地
- (3) 登録を申請した者の登録の区分
- (4) 登録の申請を受けた年月日
- (5) 審査を行った年月日
- (6) 登録の可否を決定した年月日
- (7) 登録の可否
- (8) 登録業務に従事した者の氏名

第17 書類の保存

知事は、申請書及びその添付書類並びに審査及び調査等に関する書類を登録の有効期間が満了した日から3年間保存する。

第三章 登録推進

第18 登録の推進

知事は、食品事業者からの申請に基づき登録の業務を行う際に、登録制度の意義及び事務について書面等で説明し、登録の推進を図る。

第19 東京都特別栽培農産物認証制度において認証された生産者の取扱い

- 1 東京都特別栽培農産物認証要綱（以下、「認証要綱」という。）第6の規定により、認証を受けた生産者（以下、「認証生産者」という。）は、認証要綱第13の規定により、生産情報の記録、提供の方法が確保されていると判断する。
- 2 前項の規定により、認証生産者が登録制度における登録を希望する場合、第8の審査に係る項目のうち、生産情報の記録については免除して、登録の適否を判断することができる。

第20 他のシステムとの連携

- 1 本登録制度と同等の生産情報の記録と提供を行うシステムの運営者は、当該システム全体の登録を申請することができる。
- 2 知事は、当該システム運営者と協定を締結し、第7の申請、第8の審査、第14の調査の一部を省略することができる。

第21 登録に係る事務

第7の申請、第8の審査、第14の調査、及びその他の登録に係る各種事務については、産業労働局農林水産部食料安全課が統括し、農業振興事務所等と連携の上行う。

第四章 雑則

第22 その他

その他、登録制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成22年7月16日から施行する。